

徳山工業高等専門学校におけるハラスメントの防止等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、徳山工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、ハラスメントのない健全な環境をつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「ハラスメント」とは、人種、国籍、性別、出身地、宗教、政治的信条、年齢、職業、身体的特徴等、広く人格に関わる事項又は教育・研究若しくは就学、就労に関わる事項において、相手の意に反する不適切な言動により、相手に不利益を与えたり、人としての品位と尊厳を損なわせ、就学、就労のための環境を悪化させるすべての言動をいう。

(教職員及び学生の責務)

第3条 教職員及び学生は、この規則及び徳山工業高等専門学校ハラスメント防止ガイドラインに従い、ハラスメントをしないようその発言や行動に十分注意しなければならない。

(監督・指導者の責務)

第4条 教職員又は学生を監督及び指導する地位にある者（以下「監督・指導者」という。）は、ハラスメントの防止等に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(ハラスメント防止委員会の設置)

第5条 本校に、ハラスメントの防止等に関し適切な対策を講じるため、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

(防止委員会の任務)

第6条 防止委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) ハラスメントの防止等に関する研修並びに啓蒙活動の企画及び実施に関すること。
- (2) ハラスメントに関する相談体制及び苦情処理体制に関すること。
- (3) ハラスメントに関する就学、就労、教育又は研究環境の改善のための措置に関すること。
- (4) ハラスメントに係る措置に対する不服申立に関すること。
- (5) その他、ハラスメントの防止等に関すること。

(防止委員会の組織)

第7条 防止委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長（教務主事）
- (3) 学生主事及び寮務主事
- (4) 専攻科長

- (5) 事務部長
- (6) 総務課長及び学生課長
- (7) その他校長が必要と認めた者

2 前項第7号に定める委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 防止委員会に委員長（以下「防止委員長」という。）を置き、校長をもって充てる。

2 防止委員長は、防止委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第9条 防止委員会に副委員長を置き、副校長（教務主事）をもって充てる。

2 副委員長は、防止委員長を補佐し、防止委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第10条 防止委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(相談員)

第11条 本校に、ハラスメントに関する相談に対応するため、相談員を置く。

2 相談員は、次の各号に掲げる者とし、校長が任命する。

- (1) 学生相談室長、学生相談室相談員及び看護師
- (2) 教職員のうちから、校長が指名する者

3 前項に規定する者のほか、ハラスメントの防止等に関する見識を有する本校の教職員以外の者を相談員に加えることができる。

4 第2項第2号に定める相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 相談員は、苦情の受付及び相談に対応するとともに、相談者の同意を得た上で、必要に応じて、相談の具体的事項等について防止委員長に報告するものとする。ただし、相談者が望まない場合はこの限りではない。

6 相談員の氏名、所属、連絡用電話番号、電子メールアドレス等は、学内に公表するものとする。

(相談)

第12条 学生及びその関係者からの相談は、前条第2項第1号に定める相談員が、教職員及びその関係者からの相談は、同条同項第2号に定める相談員が受けるものとする。

2 相談員への相談は、面談のほか、手紙、電話又は電子メールのいずれでも受け付けるものとする。

3 相談を受ける際には、複数の相談員で対応し、相談者と同性の相談員が同席するものとする。ただし、相談者が望まない場合はこの限りではない。

4 相談者が希望する場合は、相談者以外の者を同席させることができる。

5 学生及びその関係者からの相談については、学生相談室の定めるところにより取

扱うことができる。

(ハラスメント調査委員会)

第13条 校長は、ハラスメントの事実関係等を調査するため、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置することができる。

2 調査委員会は、校長の要請に応じてハラスメントの具体的事項について調査し、その結果を校長に報告するものとする。

3 調査委員会は、校長が指名する委員をもって組織する。

4 調査委員会の委員長（以下「調査委員長」という。）は、委員の互選により選出する。

5 調査委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。

6 調査委員長が必要と認めたときは、本校の教職員以外の者を委員に加えることができる。

7 調査委員長に事故あるときは、あらかじめ調査委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(不利益取扱いの禁止)

第14条 監督・指導者及びその他の教職員は、ハラスメントに関する相談等、ハラスメントに起因する問題の解決への協力、その他のハラスメントへの正当な対応をした教職員、学生及び関係者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(守秘義務)

第15条 相談員、防止委員会委員、調査委員会委員及び関係者は、当事者等関係者のプライバシーを尊重し、守秘義務を負うものとする。

(事務)

第16条 ハラスメントの防止等に関する事務は、総務課において処理する。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は別に定める。

附 則（平成22年4月13日制定）

1 この規則は、平成22年4月13日から施行する。

2 この規則の施行により、「徳山工業高等専門学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則」及び「徳山工業高等専門学校職員相談室規則」は廃止する。

附 則（令和2年10月8日一部改正）

この規則は、令和2年10月8日から施行し、令和2年10月1日から適用する。